

## 南さつま市空き家情報登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南さつま市内の空き家の有効利用を通して市の活性化を図るため、空き家への定住等(定住又は定期的な滞在をいう。以下同じ。)を促進する空き家情報登録制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる要件のいずれにも該当する建物(その敷地を含む。)をいう。

ア 個人が居住の用に供することを目的として建築したもの。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築したものを除く。

イ 現に誰も居住していないか、又は近く居住しなくなる予定であるもの

ウ 市内に存在するもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、南さつま市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し紹介を行う仕組みをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等(以下「登録申込者」という。)は、南さつま市空き家バンク登録申込書(第1号様式)に、南さつま市空き家バンク登録カード(第2号様式。以下「登録カード」という。)及び同意書(第3号様式)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは南さつま市空き家バンク登録台帳(第4号様式。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、南さつま市空き家バンク登録完了通知書(第5号様式。以下「登録完了通知書」という。)により登録申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた登録申込者(以下「物件登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、南さつま市空き家バンク登録変更届書(第6号様式)に変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家に係る登録の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取り消すとともに、南さつま市空き家バンク登録取消通知書(第7号様式)により物件登録者に通知するものとする。ただし、第1号に該当することにより登録を取り消された者については、改めて登録申込みができるものとする。

- (1) 登録の日から2年を経過したとき。
- (2) 登録された空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 物件登録者から南さつま市空き家バンク登録取消申出書(第8号様式)による申出があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家の情報提供等)

第7条 市長は、空き家の登録情報をホームページ及び広報紙等に掲載し周知するものとする。

(利用登録等の申込み)

第8条 空き家バンクの登録情報を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、南さつま市空き家バンク利用登録申込書(第9号様式。以下「利用登録申込書」という。)に希望物件番号(登録台帳に付記された物件登録番号をいう。)を記入し、誓約書(第10号様式)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、南さつま市空き家バンク利用登録台帳(第11号様式)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、南さつま市空き家バンク利用登録完了通知書(第12号様式。以下「利用登録完了通知書」という。)により利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更)

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、南さつま市空き家バンク利用登録変更届書(第13号様式)を市長に届け出なければならない。

(利用登録者に係る登録の取消し)

第 10 条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者の登録を取り消すとともに、南さつま市空き家バンク利用登録取消通知書（第 14 号様式）により、第 1 号に該当する利用登録者を除き通知するものとする。

- (1) 利用登録の日から 2 年を経過したとき。
  - (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (3) 利用登録申込書に虚偽が判明したとき。
  - (4) その他市長が適当でないと認めたとき。
- （不動産取引業者等への連絡）

第 11 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による申込みがあったときは、市が仲介に関して覚書を締結している不動産取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下「業者」という。）のうち、物件登録者が希望する業者又は選定業者（あらかじめ業者の間で定められた順序により選ばれる業者をいう。）に対して、南さつま市空き家バンク利用登録者連絡票（第 15 号様式）により連絡するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた業者は、利用登録者が空き家に関する交渉を希望する場合には、速やかに物件登録者に連絡するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第 12 条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約（以下「交渉等」という。）については、一切これに関与しないものとする。

2 物件登録者及び利用登録者は、業者に空き家に関する交渉等の仲介を依頼するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

南さつま市長 様

南さつま市空き家バンク登録申込書

登録申込者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

南さつま市空き家情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり南さつま市空き家バンクへの登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、市と覚書を締結した不動産取引業者へ仲介を依頼し、併せて不動産取引業者への情報の提供を承諾します。

不動産取引業者について、いずれかを選択してください。

別紙、一覧の内から選んだ下記の業者に依頼します。

（業者名： \_\_\_\_\_）

業者については、業者間で定められた順番の業者に依頼します。

（空き家の取扱い業者は輪番制で担当することにしており、あらかじめその順番を定めています。）

- 2 登録内容は、南さつま市空き家バンク登録カード（第2号様式）記載のとおりです。

（1）南さつま市では、利用希望者及び業者に対して情報提供のみ行いますが、「物件登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約に関する仲介業務は、「市と覚書を締結している不動産取引業者」が行います。

（2）南さつま市個人情報保護条例（平成17年南さつま市条例第15号）の規定に基づき、申込みに関する個人情報は本事業の目的以外には利用いたしません。

第2号様式(第4条関係)

物件登録番号

南さつま市空き家バンク登録カード

年 月 日  
〔登録申込者〕氏名: 印

所有者	住所	〒 -			受付印		
	氏名	印	TEL(自宅)	- -			
			"(携帯)	- -			
	FAX	- -	E-Mail				
管理者 (上記と異なる場合のみ記入)	住所	〒 -			所有者との関係		
	氏名	印	TEL(自宅)	- -			
			"(携帯)	- -			
	FAX	- -	E-Mail				
連絡先		所有者	管理者				
空き家の所在地		南さつま市 ( 校区 自治会 )				番地	
希望価格	賃貸	月々 円					
	売却	円					
空き家の状況	構造	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 平屋建 2階建					
	建築面積	m <sup>2</sup> ( 坪)		延床面積	m <sup>2</sup> ( 坪)		
	建築年次	大正 昭和 平成( 年)			築年数	年	
	空き家になった時期	年頃( 年前頃)					
	現況	即入居可能 小規模改修が必要 大規模改修が必要					
	補修の費用負担	所有者負担 入居者負担 その他( )					
敷地の状況	面積	m <sup>2</sup> ( 坪)					
	家庭菜園	可能( m <sup>2</sup> 坪)			不可		
	駐車スペース	可能( 台)			不可		
ライフライン	水道	上水道 簡易水道 その他( )					
	トイレ	水洗 簡易水洗 汲み取り					
	風呂	ガス 灯油 電気 その他( )					
	電気ガス	引き込み済み 要引き込み工事 プロパンガス その他( )					
近隣の環境 (分かる範囲で記入)	店舗	Km	小学校	Km	中学校	Km	
	医療機関	Km	バス停	Km	市役所・支所	Km	
特記事項							
現地確認	年 月 日		登録日	年 月 日			
有効期日	年 月 日		登録抹消日	年 月 日			

所有者が登記名義人と異なる場合や、抵当権等が設定してある場合は、その旨を特記事項へ記載ください。

空 家 間 取 り

所 在 位 置 図 ( 地 図 )

第3号様式（第4条関係）

同 意 書

南さつま市長 様

私は、南さつま市空き家バンクに空き家の登録を申し込むにあたり、下記の内容について同意します。

記

- 1 南さつま市空き家バンク登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家の状態を市の担当者が確認するにあたり、固定資産税の課税資料を閲覧すること。
- 2 南さつま市空き家バンク登録カードに記載されている事項のうち、所有者及び管理人が特定されるものを除いて、南さつま市のホームページで公開すること。
- 3 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルが発生した場合は、「物件登録者」、「利用登録者」、「業者」間で解決にあたること。

年 月 日

登録申込者 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_ 印



第5号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

登録希望者（物件登録者） 様

南さつま市長 印

南さつま市空き家バンク登録完了通知書

南さつま市空き家バンクへの登録が完了したので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

物件登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

空き家の所在地：南さつま市 \_\_\_\_\_

登録日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

南さつま市長 様

物件登録者 印

南さつま市空き家バンク登録変更届書

南さつま市空き家バンクの登録内容を変更したいので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱第5条の規定により届け出ます。

物件登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

変更内容：別紙 南さつま市空き家バンク登録カード（第2号様式）  
記載のとおりです。

第2号様式の変更箇所だけ記載し、提出してください。

第7号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

物件登録者 様

南さつま市長 印

南さつま市空き家バンク登録取消通知書

南さつま市空き家バンクへの登録を取り消したので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱第6条の規定により通知します。

物件登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

取消し理由： \_\_\_\_\_

第8号様式(第6条関係)

年 月 日

南さつま市長 様

物件登録者 印

南さつま市空き家バンク登録取消申出書

南さつま市空き家バンクへの登録を取り消したいので申し出ます。

物件登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

取消し理由： \_\_\_\_\_

第9号様式(第8条関係)

利用登録番号

平成 年 月 日

南さつま市長 様

利用希望者 印

南さつま市空き家バンク利用登録申込書

南さつま市空き家バンクを利用したいので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定により、次のとおり利用登録を申し込みます。

利用希望：物件登録番号 ( 地域 )

氏 名： 印

住 所：(〒 - )

年齢： 歳 世帯員数： 人

電話番号：(自宅) - -

(携帯) - -

ファックス番号： - -

E - m a i l： \_\_\_\_\_

利用目的： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第 10 号様式 ( 第 8 条関係 )

誓 約 書

南さつま市長 様

私は、南さつま市空き家バンクの利用申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 南さつま市空き家バンクの利用を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 南さつま市空き家バンクの利用を通じて、空き家を利用することとなったときは、南さつま市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活し、よりよき地域住民となること。
- 3 物件の交渉及び契約、管理に係るトラブルが発生した場合は、「物件登録者」・「利用登録者」・「業者」間で解決すること。

年 月 日

利用希望者

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印



第 12 号様式 ( 第 8 条関係 )

第 号  
年 月 日

利用希望者 ( 利用登録者 ) 様

南さつま市長 印

南さつま市空き家バンク利用登録完了通知書

南さつま市空き家バンクへの利用登録が完了したので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

利用登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

利用登録者：住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

登録日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

第 13 号様式 ( 第 9 条関係 )

年 月 日

南さつま市長 様

利用登録者 印

南さつま市空き家バンク利用登録変更届書

南さつま市空き家バンクの利用登録を変更したいので、南さつま市空き家情報登録制度実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

利用登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

利用登録者：住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

変更内容： \_\_\_\_\_

第 14 号様式 ( 第 10 条関係 )

第 年 月 日 号

利用登録者 様

南さつま市長 印

南さつま市空き家バンク利用登録取消通知書

南さつま市空き家バンク利用登録台帳の登録を取り消したので、南さつま市  
空き家情報登録制度実施要綱第 10 条の規定により通知します。

利用登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

利用登録者：住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

取消し理由： \_\_\_\_\_

第 15 号様式 ( 第 11 条関係 )

第 年 月 日  
号

不動産取引業者

様

南さつま市長

印

南さつま市空き家バンク利用登録者連絡票

南さつま市空き家バンクへの利用登録申込みがありましたので、南さつま市  
空き家情報登録制度実施要綱第 11 条第 1 項の規定により連絡します。

利用登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

利用希望物件： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 地域 )

氏 名： \_\_\_\_\_